

令和5年度第1回茅ヶ崎市総合計画審議会 会議録

| | |
|----------|--|
| 議題 | <p>【議題】</p> <p>(1) 茅ヶ崎市総合計画の評価について</p> <p>(2) 第2期茅ヶ崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略の改定について</p> <p>【報告】</p> <p>(1) 茅ヶ崎市実施計画2025の進行管理について</p> |
| 日時 | 令和5年11月9日(木) 午後6時から午後7時30分まで |
| 場所 | 茅ヶ崎市役所本庁舎6階 理事者控室 |
| 出席者氏名 | <p>牛山会長、池辺副会長、興邊委員、柴田委員、藤倉委員、森谷委員、水島委員、湯浅委員、吉田委員</p> <p>(WEBからの出席委員)</p> <p>赤坂委員、中村委員、松葉口委員</p> <p>(欠席委員)</p> <p>亀井委員、高山委員、豊田委員</p> <p>事務局(企画政策部総合政策課)</p> <p>岩井課長、中山主幹、秋山課長補佐、須藤課長補佐、半田主査、河野副主査、鳥取副主査</p> |
| 会議資料 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和5年度第1回茅ヶ崎市総合計画審議会次第 ・ 資料 1 茅ヶ崎市総合計画の評価について ・ 資料 2-1 第2期茅ヶ崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略の改定について ・ 資料 2-2 第2期茅ヶ崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略 ・ 資料 3 茅ヶ崎市実施計画2025の進行管理について |
| 会議の公開非公開 | 公開 |
| 非公開の理由 | — |
| 傍聴者数 | 1人 |

○事務局（岩井課長）

定刻となりましたので、「令和5年度第1回茅ヶ崎市総合計画審議会」を開催させていただきます。

本日はお忙しい中、また夜分にもかかわらず、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

私は、本日進行を務めさせていただきます、総合政策課の岩井と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

ここからは着座にて進行させていただきます。

本日の出欠でございますが、亀井委員、豊田委員、また今回から新たに委員となられました、茅ヶ崎医師会の高山委員より欠席のご連絡をいただいております。

高山委員につきましては、次回以降のご出席時に、改めてご挨拶をいただく予定でございます。

また、赤坂委員、松葉口委員におかれましては、Webからご出席いただいております。映像音声ともに、問題ございませんでしょうか。

ありがとうございます。よろしくお願い致します。

Webからの出席の場合、映像が送受信できなかった場合でも、音声伝わり、適切な意思表明を、委員相互で行うことができる時は、出席として扱わせていただきます。

また、映像のみならず、音声を送受信できなかった場合は、その時点から退席ということで取り扱いさせていただきますので、ご承知おきをいただければと思います。

なお、本日、中村委員におかれましては、10分ほど遅れて、Webからご出席いただく予定となっております。

本日の会議でございますが、現時点で11名の委員の皆様にご出席をいただいております。

「審議会規則」第5条第2項に規定いたします、過半数を満たしていることをご報告させていただきます。

それでは議題に先立ちまして、資料の確認をさせていただきます。

事前にお配りした資料といたしまして、「令和5年度第1回茅ヶ崎市総合計画審議会次第」「資料1 茅ヶ崎市総合計画の評価について」「資料2-1 第2期茅ヶ崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略の改定について」「資料2-2 第2期茅ヶ崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略」「資料3 茅ヶ崎市実施計画2025の進行管理について」以上5点を配付させていただいたとこのことでございます。

資料過不足等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

なお、本日、お手元に関覧用といたしまして、「茅ヶ崎市総合計画」と「茅ヶ崎市実施計画2025」の冊子をお配りしております。

Webでご参加いただいている委員の皆様におかれましては、適宜、当該ページの画面共有をいたしますので、ご覧いただければと思います。

それではこれからの議事進行は、牛山会長をお願いいたします。

よろしくお願いいたします。

○牛山会長

皆様こんにちは。

本日夜分でございますが、大変お疲れ様でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、早速本日の議題に入っていきたいと思いますが、議題「(1)茅ヶ崎市総合計画の評価について」ということで、この件について事務局よりご説明をお願いいたします。

○事務局（須藤課長補佐）

それでは、議題「(1)茅ヶ崎市総合計画の評価について」、総合政策課須藤からご説明いたします。

それではまず、お手元の「資料1 茅ヶ崎市総合計画の評価について」をご覧ください。

1 ページおめくりいただきまして、まず、右下のスライド番号2「総合計画・実施計画の評価の考え方」についてご説明いたします。

まず、「評価の必要性」については、「茅ヶ崎市自治基本条例」第20条第1項にて、「市長等は、効果的かつ効率的な行政運営を推進するため、政策について評価を実施しなければならない。」と規定しているとおおり、評価を実施しまして、総合計画・実施計画の推進状況を測定することとしております。

評価にあたっては、図のとおり、PDCA マネジメントサイクルの考え方に基きまして、評価を行い、総合計画の見直しや実施計画の策定を行ってまいります。

次に、「これまでの総合計画・実施計画の評価」について、ご説明いたします。

市は、これまで、各分野における代表的な事務事業の進捗や成果、ヒトやカネといった行政資源の投資量を判断材料として、評価を行ってまいりました。

一方で、個々の事務事業は、各個別計画を所管する審議会で評価を行っていることも多い中で、総合計画・実施計画の評価においても、個々の事務事業の進捗や成果について、総合計画審議会が評価を行うという、評価の重複が生じておりました。

1 ページおめくりください。

次に、スライド番号3、評価方法のポイント①「政策の方向性といった大局的な視点での評価」についてご説明をいたします。

まずこちらのページに記載しております、総合計画と実施計画の主な体系について、改めてそれぞれどのような内容か、おさらい的に、画面共有をいたしたいと思っております。

Webでご参加いただいている委員の皆様は画面を、また、会場にお越しいただいている委員の皆様も、お手元の冊子か投影しております画面をご覧くださいと思います。

現在画面に投影しておりますとおおり、茅ヶ崎市の総合計画におきましては、「笑顔と活力にあふれ みんなで未来を創るまち 茅ヶ崎」を、茅ヶ崎市の目指すべき「将来の都市像」としてうたっております。なお、茅ヶ崎市の目指す将来の都市像、冊子におきましては42ページとなっております。

続きまして、茅ヶ崎市総合計画における政策目標、こちら48ページになります。

画面共有では、政策目標の1番を代表として例示しております。

政策目標につきましては、1から7、それからもう一つ、行政経営の部分のプラス1として、合計8個の政策目標を立ててございます。

その隣には「2030年のありたい姿」を、それぞれの政策目標ごとに、記載してございます。

また次のページ、49ページになりますが、「取り組みの方向性」として、それぞれの政策目標ごとに、事務事業を行うべき、取り組みの方向性を例示してございます。

それでは、資料1スライド番号3の説明に戻りたいと思っております。

総合計画は、市の政策の基本的な方向を定めることが趣旨であることから、個々の事務事業の評価については、各個別計画や、それらを所管する審議会にゆだねまして、評価の重複を解消するとともに、総合計画と実施計画では、政策の方向性といった大局的な視点の評価を行うことを考えております。

そうした大局的な評価を行った結果、主に、総合計画の取り組みの方向性が見直されることが想定されます。

資料下部にある図のとおり、見直した取り組みの方向性などを実施計画の施策目標や事業の方向性と連動させることで、実施計画の策定に向けて、事務事業を検討する際に、事務事業の方向性を総合計画と一体的に見定めることができると考えております。

また、そうした大局的な評価によって、計画の見直しや、策定を行うことで、上位目標や方向性をしっかりととらえた、より効果的な事務事業の企画立案や実行を推進することができると考えております。

なお、「将来の都市像」については、昨年度の「実施計画2025」の策定時にも庁内で検討し、総

合計画審議会でもお示したとおり、「笑顔と活力にあふれ みんなで未来を創るまち 茅ヶ崎」という将来の都市像は、コロナ禍を踏まえた中でも、さらに重要性が増していると考えられますし、将来の都市像を踏まえた各政策目標や、「2030年のありたい姿」も大きく変えるものではないと考えております。

もちろん、総合計画の見直しや後期実施計画の策定については、評価の先にあるものでございますから、現時点で見直しの対象を確定させるものではありませんが、社会の変化や、市の取り組みの成果などを踏まえて、取り組みの方向性を改めて考えていく必要があると考えております。

続きまして、資料を1ページおめくりください。

スライド番号4、評価のポイント②「内部と外部の2層評価」についてご説明いたします。

総合計画と実施計画の評価にあたっては、市による内部評価と総合計画審議会による外部評価の2層式の評価を想定しております。

市による内部評価については、PDCA マネジメントサイクルに基づき、政策の実行者として、みずから立案した政策の方向性を、客観的な統計データや社会の変化等の情報を踏まえて、自己評価するものです。

一方、総合計画審議会による外部評価については、市が行った内部評価が適切かどうか、内部評価に使用した様々な情報と、内部評価の結果を照らしながら、総合計画審議会に評価をお願いするものです。

実施の流れと時期につきましては、総合計画の見直しや、次期実施計画の策定のスケジュールを踏まえて、迅速かつ丁寧な評価とするため、資料下部にある図のとおり、段階的な評価を行ってまいります。

令和5年度につきましては、社会の変化や、客観的なデータなどの情報に基づいた市による内部評価と、総計審による外部評価を行います。

令和6年度は、市民討議会など、市民と議論する場や市民意識調査の結果などを踏まえて、市による評価の修正、総計審による評価の修正を行います。

以上のとおり、評価は令和6年度に一旦取りまとめますが、「実施計画2025」に記載している各指標の中には、令和7年度に情報収集が可能となる指標もございますので、これらは、令和7年度に次期実施計画を策定する中で、評価についてのご意見をいただき、必要に応じて調整することを考えております。

また、前のスライドでご説明いたしましたとおり、実施計画の施策目標や事業の方向性と、総合計画の取り組みの方向性をより一層連動させることで、総合計画と実施計画を一体的に評価してまいります。

ただいまご説明いたしました評価のポイントについて、後程ご意見を頂戴できればと考えております。

続きまして、次のページにお移りください。

スライド番号5番、「評価のために収集する情報」についてご説明いたします。

先ほどご説明いたしました、令和5年度及び6年度に行う評価にあたって、こういった情報をもとに評価を行うかをご説明いたします。

まず令和5年度に実施する評価については、市の取り組みの効果をとらえることができる情報に加えて、コロナ禍の影響による変化など、総合計画の策定時からの状況の変化に関する情報も収集して、評価を実施します。

ただし、現在の総合計画の計画期間の令和3年度、4年度は、新型コロナへの対策を優先するため、政策的な事業をできる限りに抑えてまいりました。

そのため、令和3年度4年度における市の取り組みの効果を測る情報については、取得しづらい面がございますが、可能な限り収集をしてまいります。

また、各個別計画の審議会において、主に議論されている点を情報として加えることで、各個別の分野と調整をとることを考えております。

令和6年度に実施する評価については、現在想定している「市民討議会」と「市民意識調査」に

ついて概要を説明いたします。

「市民討議会」については、市が、無作為抽出された市民とまちの課題について話し合う場であり、出された意見を集約して、まちづくりに生かしていくことを目的とするものです。

なお総合計画の策定時には、2回にわたり実施をしておりますが、実施にあたっては、文教大学及び茅ヶ崎青年会議所が主体となって、議題の選定や実施内容を決定するものであるため、今回、総合計画の見直しについて、採択されるかどうかは未定でございます。

従いまして、採択されなかった場合に備えて、市民討議会と同様に市民と議論ができる場を別途検討する予定となっております。

「市民意識調査」につきましては、市民の市政に対する満足度や重点を置くべき政策分野、市政やまちづくりに対する意見などを把握し、総合計画の進行管理の基礎資料とするものです。

直近では、総合計画の策定にあたって、令和3年度に実施しておりますが、実施には、一定程度間隔を空ける必要がございますので、今回は令和6年度に実施する予定としております。

続きまして、1ページおめくりください。

スライド番号6番「収集する情報と評価のイメージ」についてご説明いたします。

今年度の評価にあたっては、大局的な評価といっても、一定程度議論するポイントを整理する必要があることから、総合計画の策定時からの状況変化や、市の取り組みの効果をとらえることができる情報を、資料のとおり、政策目標ごとにトピックとしていくつか選定し、関連するデータを共有した上で評価を行うことを考えております。

今回資料として例示しておりますように、政策目標1においては、「人口推移と保育ニーズ」がトピックとして挙げられ、保育園及び学童保育の待機児童数の推移や、本市の年少人口の推移をデータでお示しし、それらの情報をもとに評価を行うことを想定しております。

なお、次のページ以降に、例示した情報のデータを実際に記載しております。

また、スライド番号10番以降に、現時点で、市が想定している「各政策目標における主なトピックのイメージ」を記載しております。

これらについても、トピックの過不足などございましたら、ご意見を後程頂戴できればと考えております。

最後に、スライド番号13番「総合計画の見直しと次期実施計画策定のタイミング」についてご説明をいたします。

総合計画については、市の長期的な方向性を示した計画であるため、様々な事柄を包括的にとらえた抽象的な表現が多く、議論がしづらい面がございます。

実際に市民との意見交換会においても、個別の事務事業に関するご意見が多く寄せられる傾向があることから、より具体的に主要な事務事業を示す実施計画と一体的にお示しすることで、市民とより深まった議論が可能となると考えております。

また、市にとっても、それぞれの分野において上位計画である総合計画に掲げた目標や方向性をしっかりととらえて、事務事業の企画立案を行うことで、総合計画に掲げる目標達成に向けて、より効果的な事務事業の立案実施が可能となります。

従いまして、資料下部のとおり、総合計画の見直しに向けた作業を、次期実施計画の策定に先行して、今年度から令和6年度にかけて実施し、でき上がった総合計画の策定素案をもとに、次期実施計画の策定方針を作成する必要があると考えております。

その上で、令和7年度に、市民との意見交換を行う場を設け、総合計画の見直しと、それに基づく次期実施計画について、一体的に意見交換を行うことを考えております。

ただし、総合計画の見直しについては、改定にあたって、最終的に議会の議決を得る必要があることから、令和7年12月議会に合わせて、先行してパブリックコメントを実施いたします。

次期実施計画につきましては、総合計画の見直しのパブリックコメントや議会での審議を踏まえて素案を作成しまして、令和8年3月の策定に向けて、パブリックコメントを実施してまいります。

公表につきましては、次期実施計画の策定後、令和7年度中に総合計画・次期実施計画を一体的

に公表することを考えております。

なお、いずれも適宜、総合計画審議会にご意見をいただきながら進めてまいりたいと考えております。

そして、全体のスケジュールにつきましては、次のページ、スライド14において、評価の流れとともにお示ししております。

現時点での総計審の開催予定についても、今年度は今回含めて2回、令和6年度及び7年度は、それぞれ3回を予定しております。

開催時期と議題については、今後の検討状況を踏まえまして、改めて設定させていただく予定でございます。

議題1のご説明は以上でございます。

なお、Webでご参加いただいている委員の皆様におかれましては、こちらで総合計画や実施計画2025の冊子を画面共有するご用意がございますので、必要であれば、総合計画の政策目標2のページを画面共有して欲しいなどとお申し付けいただければと思います。

どうぞよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○牛山会長

よろしいでしょうか。

ただいま、事務局より「茅ヶ崎市総合計画の評価について」ご説明をいただきました。

委員の皆様からご質問やご意見をいただきますが、先ほど日本大学の中村委員がご入室されましたので、ご紹介させていただきたいと思っております。

○中村委員

遅れて申し訳ございませんでした。よろしくお願いいたします。

○牛山会長

ありがとうございます。

それでは、委員の皆様からご質問あるいはご意見いただいてまいりたいと思っております。

オンラインの委員の皆様は、手を挙げる機能があるかと思っておりますので、それでお示しいただければご指名いたします。

いかがでしょうか。では、湯浅委員をお願いします。

○湯浅委員

関東学院大学の湯浅と申します。ご説明ありがとうございます。

私の方から2点ほど質問をさせていただきたいと思っております。

1点目が、ページで言うと、5ページでしょうか。令和6年度の計画として市民討議会を実施されるということで、もしかしたら以前にもご説明いただいているのかもしれませんが、本当にしっかり実施されるということになると、国内でも先進的な取り組みになると思っております。

文教大学の皆さんが中心になって進められるというお話ではありましたが、かなり注目すべき取り組みかと思っておりますので、もう少し、何か補足していただければご説明をいただきたい、というのが1点目です。

2点目ですが、収集すべき情報のリストが10ページから12ページに挙げられてます

個別の項目というよりは全体的なものに関してですが、この手のデータは、途中のご説明でもありましたが、統計的なデータと言いましょか。

統計的なデータには量的なデータと質的なデータがありまして、参考例として示されているのが、基本的には量的なデータということになり、それはそれで収集しやすく、そもそも行政の手持ちのデータもあるかと思っております。しかし一方で、質的なデータというのは通常収集が難しく、なか

なか分析の取り扱いが難しいかと思いますが、そちらについては、どのようなデータを取り扱われるとお考えになられているのか、少しご説明いただければと思います。以上です。

○牛山会長

湯浅委員ありがとうございます。

それでは、2点ご質問いただきましたが、事務局でお答えいただけますでしょうか。

○事務局（須藤課長補佐）

湯浅委員からいただいたご質問についてお答えいたします。

まず1点目ですが、市民討議会について、先進的な取り組みということで、ご指摘いただきまして、ありがとうございます。

前回の総合計画の策定におきましても、先ほどご説明させていただいたとおり、2回開催をしております。

いずれも、その中で、観光振興や多様な働き方、生涯学習に関する意見など、多く挙げられたと認識をしております。

また、市民の方とこういった計画物について議論する場というのが、なかなかどうしても限られてしまう機会でもありますので、無作為抽出させていただいた方の中で、様々な市民の方からご意見を頂戴することで、この総合計画についても、様々な視点を取り入れられて、よりよい総合計画になると考えてございます。

また、なるべく市民討議会につきましても、エントリーをしていく予定でございますが、こちらにつきましては、市民討議会の主体である文教大学の学生や茅ヶ崎青年会議所の方々などから、いかにこの市民討議会でも有益な議論ができる議題だろうか、というところを主体に、選定されると伺っております。

そちらにつきましては、一定程度、他の議題が挙げられることもあろうかと思っておりますので、その結果を受けとめた上で、しっかりと代案を考えてまいりたいと考えております。

1点目の質問については、以上となります。

また、2点目の質問ですが、総合計画・実施計画における主なトピックについて、質的なところをどのように収集されるのか、といったご質問だと認識しております。

こちらにつきましては、湯浅委員のおっしゃるとおり、定量的なデータと定性的な評価、といったところは、確かに両方の側面があると考えております。

定量的なデータにつきましては、一定程度、Webや各関係課が収集しているものもございまして、そちらを拾っていきたいと考えております。質的なデータにつきましては、各担当課が現場で日々収集している情報、あるいはこの後我々が各担当課との対話の場を設け、現場の意見など生の声を収集してまいりたいと考えております。

また、先ほど評価の中でご説明させていただきましたとおり、市民の方々の生の声も、市民討議会や、令和7年度に予定している市民との意見交換会などを踏まえて、収集してまいりたいと考えております。

回答としては以上でございます。

○牛山会長

湯浅委員、よろしいでしょうか。ありがとうございます。

他の委員の皆様はいかがでしょう。

○中村委員

日本大学の中村でございます。

私、4ページ目ぐらいから参加したので、もしかすると聞き漏らしていることがあるかもしれま

せんが、ご了承いただきたいと思います。

質問が2点ございますが、まず全体的な感想として、評価方法のポイント①ポイント②で挙げられたスタンス自体は、非常によろしいかと思って聞いておりました。

その中で「資料1 茅ヶ崎市総合計画の評価について」の10ページ以降に、トピックについて政策目標ごとに、トピックのイメージという形で例を挙げておられます。

私の理解だと、例えば、政策目標、ここでは最後に七つありますが、それぞれの政策目標に対して施策目標が、実施計画にあって、その施策目標ごとに1個トピックを出している立て付けと読み取りました。まず、そういう認識、大きな政策目標の中の個別の施策目標、それぞれに1個トピックという形で立てて、そこに複数の指標をあてていきながら評価を進めていく、そういう進め方というイメージでよろしいのかどうかというのが1点目の質問でございます。

2点目は、仮にそういう形だといたしまして、最後のページに全体スケジュールのご説明がございました。

令和5年度については、市の内部評価を行った上で、総合計画審議会による外部評価を一度予定されています。

これは次回の審議会だと思いますが、そうするとトピックについて、今回資料に書かれているのはイメージですが、実際にこういうトピックで評価を進めていこうというあたりについて、トピックと指標の組み合わせが非常に大事なところだと思います。

そこについて、総合計画審議会として何か具体にご意見を申し述べたりするような機会があるのかなのか、といった辺りについてお伺いできればと思います。

以上質問2点でございます。

○牛山会長

中村委員ありがとうございます。

ただいま2点ご質問いただきましたが、こちらも事務局でお答えいただけますでしょうか。

○事務局（須藤課長補佐）

中村委員ありがとうございます。

いただいた二つの質問につきまして、ご回答させていただきたいと思います。

まず一つ目の、トピックの設定の仕方ですが、こちらにつきましては、総合計画の政策目標でございます「取り組みの方向性」を読み解きまして、また、近年の社会変化の動向、あるいは本市における変化を加味した上で、ある程度、トピックを厳選したといったところになっております。

続きまして二つ目の質問について、全体のスケジュールのところですが、中村委員がおっしゃるとおり、今年度残り1回と考えております。

こちらについては、中村委員がおっしゃるとおり、トピックの取り方、あるいはトピックに対する評価の内容、こちらについてはかなり重要なものと考えております。

従いまして、次回、外部評価を行っていただくという想定をしておりますが、適宜、ご意見いただければと思います。また、そのあと6年度につきましても、今回段階的な、二段階の評価を行おうと考えております。

その中でも、6年度に入ってから、また改めて社会情勢等や本市の状況が変化した際には、適宜このトピックも修正が入る可能性があると考えております。

そのところでも、適宜ご意見をいただければ助かります。私からは以上でございます。

○事務局（岩井課長）

1点、補足をさせていただければと思います。

今中村委員からお話ありましたトピックについて、どういうものを選定していくかというところですが、最初に説明申し上げたとおり、本日もしこの場で委員の皆様方から「こういう視点こうい

うトピックが必要じゃないか」というご意見があれば、ぜひ頂戴したいなというのがございます。

そのため、本日もし、「こういうトピックを取り上げた方がいいのではないか」「こういうデータが必要なのではないか」というのがあれば、ぜひご意見いただきたいと思えます。

また、なかなか今日だけでご意見をいただけない、ということもあろうかと思えます。ただ、これからトピックに基づくデータを収集するような作業もありますので、可能でしたら今月中ぐらいを目安に、「こういったことも検討の必要があるのではないか」というご意見も、個別に事務局にいただければ、そういったご意見も踏まえた上で、選定をしてみたいと考えております。

○牛山会長

中村委員、ただいまのお答えでよろしいでしょうか。

○中村委員

ありがとうございます。

質問のうち、2点目についてはよくわかりました。

1点目についてですが、私が誤解をしていたというか、実施計画2025の中を見ていくと、政策目標と施策目標というのがブレイクダウンされていて、それと一対一対応かと思っていたのですが、今幾つか見ると数が合っていないので、説明にあったように、政策目標を読み取られてトピックを立てている、という方向なんだろうなということは理解をいたしました。

その上でのお願いになりますが、もちろんトピック、あるいは指標で、政策目標すべてをカバーするというものにはなかなかならないと思えますが、一方で、立てた施策目標の内のどの辺りを主としてカバーをしているのか、あるいは全部にかかっているのか、あるいは今回はこの施策目標はちょっと置いて残りの施策目標をやった、など見取り図のようなものがあつた方が議論しやすいのかと思えます。

これは次回、トピックが整理された後で結構ですが、そういったものもあれば議論しやすいと思えましたので、ご検討いただければと思いました。以上でございます。ありがとうございました。

○牛山会長

ありがとうございます。

ただいまの、中村委員からのお話について事務局よりお願いします。

○事務局（須藤課長補佐）

ただいまの中村委員のご意見につきまして、1点だけ述べさせていただきたいと思えます。

中村委員おっしゃるとおり「実施計画2025」で施策目標というものをそれぞれ立てております。

その体系としても、政策目標に紐づいて施策目標立てている関係上、中村委員がおっしゃるとおり、政策目標に係るトピックスについて、施策目標と一体的に検討していく必要があると考えておりますので、次回、そういったところの資料を踏まえまして、外部評価につなげていただけたらと考えております。以上でございます。

○牛山会長

どうもありがとうございました。

ただいまの中村委員のご質問にお答えいただく中で、必要な情報などご意見等があれば、本日この場でいただければ結構ですし、後程ということであれば、事務局に寄せていただきたいと思えます。

他の委員の皆様いかがでしょうか。藤倉委員お願いします。

○藤倉委員

ご説明ありがとうございました。

質問を2つ申し上げたいと思っています。

1点目は、3ページ目にある「大局的な評価」について具体的にどういうことなのか、というのを伺いたいのですが、6ページ目の「評価の考え方」が、この資料における大局的な評価の具体例と考えてよろしいのでしょうか。

もしそうであるならば、2ページ目の一番下を書いてある「評価の重複が生じていた」と、6ページ目の「考え方の例」と一体何が変わったのか、もう少しだけ説明補足していただけるとありがたいと思っておりました。

2点目ですが、10ページ目11ページ目辺りのトピックスのイメージに関して、こういう要素が入った方がいい、ということについて意見を言ってもいいということですが、この資料を拝見した時に、以前、半年ほど前に議論していた時には、バリアフリーという言葉がまちづくりのキーワードとして入っていた記憶がありまして、それはすごくいい視点だなと思っておりました。

以前、亀井委員がご意見していた中で、駅前の道路が非常に混雑していて歩行者に対して優しくない、といったようなことをおっしゃっていたのがとても印象的で、そういう意味でバリアフリーを目指すという視点がすごくいいと思っておりました。トピックスの中でその言葉が消えていると思ったのですが、12ページの政策目標7のトピック1「市街地の変化」が、バリアフリーで駅前を整備していく、という考え方なのかどうか伺えればと思います。よろしくをお願いします。

○牛山会長

藤倉委員どうもありがとうございます。

2点ご質問ということで、事務局ご回答をお願いします。

○事務局（須藤課長補佐）

藤倉委員からいただきました2点のご質問についてお答えします。

まず、1点目の評価の重複のところにつきましては、委員のおっしゃるとおり、若干個別の事務事業に寄ったデータの例示がされてる面もあろうかと考えております。

従いまして、このトピックスの洗い出し、あるいは施策目標との連動性につきましては、実際に収集していくデータにつきましては、今、藤倉委員がご質問いただきました視点を踏まえて、改めて検討して、次回の外部評価につなげていきたいと考えております。

2点目のトピックのところにつきましては、藤倉委員のおっしゃるとおりです。

12ページ政策目標7のトピック1として、「市街地の変化」と表現しておりますが、バリアフリーなどの取り組みを本市で行っておりますので、その辺りを拾っていきたいと考えております。

私からは以上です。

○事務局（岩井課長）

1点、補足をさせていただきます。

1点目のご質問、6ページのところで「どういうところを大局的と捉えるのか」というご質問がございました。

確かに例示として、わかりづらかったかもしれないという反省の面はありますが、ここでは、例示として待機児童等についての評価をしているところでございます。

以前の総合計画の評価の方法をどのように行っていたかというのと、例えば、保育士の確保策として、助成金や相談会の実施、もしくは保育園そのものの整備といった個別の事業がありますが、これまでであれば、その一つ一つの事業にかなり焦点を当てて踏み込んだ議論をしていただいたところです。今後の総合計画審議会では、そういった視点よりも、より上の視点で、待機児童の対策をどのように進めていくべきなのかどうか、評価をしていくというイメージでおります。

○牛山会長

藤倉委員、よろしいでしょうか。ありがとうございます。

確かにご指摘のように、審議会での個別の評価とここでの大局的な視点での評価というのをどのように考えるかというのは、なかなか難しいところかと思いますが、要は、少し全体を見通したような評価をしていくというようなイメージでよろしいですかね。

実際に具体的な評価の作業に入っていくと、その辺ももう少しわかってくるかと思いますが、よろしく願いいたします。

松葉口委員、よろしく願いします。

○松葉口委員

ありがとうございます。よろしく願いいたします。

私も10ページ以降のトピックのデータについて、どのようなものを持ってくるかということが非常に気になっておりました、これ自体の検討をする時間が必要なのではないかと考えているのですが、それは次回ということでもよろしいでしょうか。

その質問が1点目で、他にこういうトピックも考えているということがあれば、少しご意見させていただきたいと思ったのですが。

○牛山会長

事務局から、まず1点目をお答えいただいてよろしいでしょうか。

○事務局（岩井課長）

1点目のご質問でございますが、今回の総合計画審議会では、実際のトピックに基づくデータと内部評価、市内部ではこういう評価をしたという、6ページの例示のようなものを皆様にお示しして、それを基に外部評価という形で、ご意見をいただこうと思っております。

トピックの選定を何にするかというのは、おっしゃるとおり非常に重要なところでございますので、先ほどの藤川委員のバリアフリーの視点のように、本日この場でいただければ大変助かります。ただ、本日は短い時間ではございますので、後日個別にメール等を通して事務局に「こういう視点のデータも集める必要があるのではないか」といったご意見がありましたら、できれば今月中を目途にいただけますと大変助かります。以上でございます。

○松葉口委員

スケジュール的に決まっているものでしたら仕方がないかと思いますが、全体で検討する機会がないような気がします。

評価するには、きちんと何かに基づいたデータでなければ評価のしようがなく、その視点は非常に重要なことだと考えています。

例えば、10ページの政策目標1について、待機児童数は確かにトピックとして挙げる必要があると思いますが、他に例えば、病児保育の施設の状況であるとか、児童相談所の状況などもあると思います。それから、トピック4で「学校教育のデジタル化」などが挙げられていますが、それ以外にも、例えば、いじめの問題であるとか、児童虐待であるとか、なかなか表に出てこなくて、非常に大きな問題になって表に出てきてしまう課題があると思うので、そういう点もしっかりと押さえておく必要があるのではないかと思います。また、総合計画で「インクルーシブ教育」なども重点項目か何かに入っていたと思いますが「インクルーシブ教育」のこともこの中には特段入っていないので、先ほどの中村委員の意見とも重なりますが、このトピック自体をどこと紐づけて、データとしてどのようなものを使うのかということをしかり検討しないと、正しい評価ができないのではないかと強く感じたので意見をさせていただきました。ご検討いただければと思います。

○牛山会長

事務局より、松葉口委員のご意見についてお願いします。

○事務局（岩井課長）

ご意見ありがとうございます。

松葉口委員のおっしゃるとおりで、トピックの選定というのは、重要な作業と思っております。

また、ご心配いただいたとおり、スケジュール的なところも見据えなければいけないというのが正直なところでございます。

ただ、先ほどお示ししたスケジュールも、これで決定という訳ではございませんので、今のご意見を踏まえて、どのような形で評価できるか、再度事務局で検討させていただければと思っております。その方法については、改めて何らかの形で、お知らせをさせていただければと思っております。

○松葉口委員

どうもありがとうございます。よろしく願いいたします。

○牛山会長

ありがとうございます。

では、赤坂委員をお願いします。

○赤坂委員

教育委員の赤坂でございます。意見を言います。

評価方法のポイント①「評価の重複を解消し、政策の方向性といった大局的な視点での評価を行う」ということですが、この考えは極めて大事で素晴らしいと思います。

この考え方を大事にされて、ぜひ評価を進めていただきたいと思います。以上です。

○牛山会長

ありがとうございます。

「ぜひこの形で」というご意見をいただきまして、ありがとうございます。

他には、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

もう少し具体的な作業に入っていくと中身もよりわかってくる、あるいは、様々なご意見もいただけるかと思っております。引き続き、先ほどいただいたご意見について、事務局でご検討をいただき、評価の具体的な作業について進めていただければと思っております。それから、先ほどお話がありましたように、必要な情報やご意見について、事務局にお寄せいただければと思っておりますので、何かございましたらメールあるいは電話等々でお寄せいただくようよろしくお願いいたします。

それでは続きまして、議題（2）になります。（2）「第2期茅ヶ崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略の改定について」事務局よりご説明をお願いいたします。

○事務局（中山主幹）

総合政策課中山と申します。着座のまま失礼いたします。

議題の（2）「第2期茅ヶ崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略の改定について」の資料は、2-1と2-2の2種類となります。

資料2-1は「まち・ひと・しごと創生総合戦略」というのが、どのようなものかという概略と改定に向けた事務局の考え方・方針をまとめたものでございます。

資料 2-2 は、その改定の対象になる現在の茅ヶ崎市の戦略でございます。

ご説明は、資料 2-1 に沿って行いたいと思いますので、資料 2-1 の 1 ページ目をお開きいただきたいと思います。

まず「まち・ひと・しごと創生総合戦略」について、ご存知の部分もあろうかと思いますが、どのような位置付けの戦略であるのか、法的な根拠からご説明いたします。

平成 26 年の「まち・ひと・しごと創生法」に基づく法定の任意計画となります。

少子化ですとか人口減少、首都圏一極集中といった背景を踏まえて、地域づくりを「まち・ひと・しごと」の視点で展開しようというもので、国が戦略を定めまして、これを勘案して都道府県、市町村も戦略を定めていくという仕掛けでございます。

1 ページの下段には、本市を含む市町村が、この戦略を策定する意義を 2 点お示ししております。

1 点目としましては、市町村が国の政策を捉えて、それぞれの地域づくりの方向性を明らかにできるということがございます。

「まち・ひと・しごと創生」といいますのは「地方創生」という形でも表現されておりましたが、内閣府の組織名にもなっておりますので、このところは「地方創生」という言葉の方が、お耳に入る機会が増えているようにも思います。

もう 1 点でございます。

この戦略を策定しておくことによって、地方創生関係の国の交付金などの支援を受けて、施策事業を展開できるということがございますので、現実的には、このことが市町村が戦略を策定する大きな意義となっております。

2 ページ目に移っていただいて、こちらには、国の動向を整理してございます。

国は令和 6 年、2024 年度までの「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を定めておりましたが、昨年、令和 4 年に名称も「デジタル田園都市国家構想総合戦略」に変更しまして、策定を仕直しております。

下段に目を移していただきますと、小さくて恐縮ですが図の上側にあるのが、デジタルの力を活用した地方の社会課題解決ということで、国が見直す前の戦略でも示していた

- ① 地方に仕事を作る。
- ② 人の流れを作る。
- ③ 結婚・出産・子育ての希望をかなえる。
- ④ 魅力的な地域をつくる

というこの 4 本柱を、その前の戦略から引き続き変更しない内容となつてございまして、そこにデジタルの要素を加えるという視点で、図の下から上に矢印がありますが、地方のデジタルを下支えする取り組みとして、

- ① デジタル基盤の整備
- ② デジタル人材の育成・確保
- ③ 誰一人取り残されないための取組

というのを掲げた内容となつて、国の戦略が昨年度見直されたところでございます。

地方には、これまでの地方創生の取り組みにデジタルの要素を加えて、より一層推進していくことを国が求めていると理解してございます。

続いて 3 ページをご覧くださいと思います。

3 ページは、神奈川県動向を整理したものでございます。

「まち・ひと・しごと創生法」の中で「地方公共団体が戦略を作る場合、国の戦略を勘案すること」となっておりますので、国が戦略を改定したことを受けて、県も令和 4 年度から 5 年度にかけて対応されているという状況です。

令和 4 年度には時点修正、令和 5 年度には国の戦略を踏まえた新たな戦略の策定作業が進められている状況で、下段に掲載させていただいているように、県も定めていた元々の 4 つの基本目標は変更しないで、同時に策定中である「神奈川県の総合計画」の構想内容を反映させる方針と伺って

おります。ここまでが県の動向になります。

4 ページに移っていただきますと、ここでは、本市の策定経緯と概要を記載してございます。

県もそうですが「まち・ひと・しごと創生」あるいは「地方創生」という部分が、先ほど議題の(1)でもご議論いただいた「総合計画」と同じように、非常に幅広い分野の取り組みを対象にしておりますから、総合計画と関連させて戦略をまとめるという考え方がございます。

本市の当初の戦略でございますが、一番上の枠囲いのように法制定を受けまして、国の総合戦略ができた後、平成 27 年に策定してございます。

矢印の中で 2 番目の枠囲いの令和元年度には、本市の総合計画・実施計画の策定と一体化をしようという考え方もあって、1 年間の期間延伸をしたという形でございます。

真ん中の矢印下に進んでいただいて、この時に考えて、一体化というのは、ちょうど総合計画と具体的な政策事業を位置付けた実施計画とが、本戦略が対象とする取り組みの範囲が重なっていることから、本戦略というのは、総合計画・実施計画のまとめ方が違うというところで、その取り組みの内容を「まち・ひと・しごと創生」ですとか「地方創生」といった切り口で、整理を仕直したものと捉えて一体化を検討していたところなのですが、3 番目の枠囲い、こちらが現行の「第 2 期茅ヶ崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略」でございます。

こちらについては、結果的に総合計画と一体化せずに策定させていただいています。

この令和 3 年 3 月時点では、本市としては、総合計画は策定いたしました。新型コロナウイルス感染症の影響を考慮して、実施計画の策定を 2 年延伸する形としましたので「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に空白期間を設けないように、色付けした枠囲いのように、包括的な記述を特徴とした戦略を単独で策定したという対応をさせていただいております。

この包括的な記述と申しますのは、資料 2-2 に現在の戦略を配布させていただいておりますが、全体で 10 ページ程度のボリュームにしまして、実施計画との円滑な融合を図るために具体的な事業は、最小限の例示としております。

また、社会活動とか経済活動の変化に柔軟に対応できるという視点で、基本目標を中心にして、その手段は例示に留めていることが特徴となっております。

4 ページの一番下の記載でございますが、昨年度本審議会でご議論いただきながら策定しました実施計画 2025 の策定の中で、一体化も含めた検討を予定してございましたが、先ほどご説明申し上げたように、国がその時点で、また新たな戦略に変えてしまったということもございましたので、一体化は困難として現在に至っているという経過がございます。

5 ページをお開きください。

5 ページから 6 ページの上段にかけて、現在の「第 2 期茅ヶ崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の概要を記載してございます。

具体的な内容は、資料 2-2 にございますが、全体で 8 章立てでございます。前半では、背景や位置付けを述べます。

第 5 章では、基本姿勢として、先ほど現行の戦略の特徴としてご説明したように、実施計画との円滑な融合とか、社会活動・経済活動の変化への柔軟な対応という考え方を明らかにしております。

第 6 章では、総合計画と共通の将来都市像「笑顔と活力にあふれ、みんなで未来を創るまち茅ヶ崎」を掲げまして、国や県の戦略を勘案した中で、本市では、基本目標「ひと・しごと・まち」の 3 つで設定をしております。

6 ページ上段の第 7 章では、基本目標ごとに幅広く捉えられるように、主な取り組みを例示して、必要な成果指標を定めるという形の編集にしております。

最後第 8 章では、新型コロナ後の変化も見越した留意点を記述して結んでいるというのが、現在の本市の戦略となります。

6 ページの下段に移っていただくと、今回の本戦略を改定していくことについての事務局としての考えをお示ししてございます。

図をご覧くださいますと、国・県の総合戦略、そして本市の総合戦略、先ほどの総合計画と実施

計画の策定、その策定のタイミングと計画期間を並べてお示ししております。

国・県の戦略を勘案して、本市の戦略を定めることになりますと、どうしてもこれまでの経過でもございましたように、本市の総合計画や実施計画等の策定のタイミングと計画期間が合わないことも生じるようになってまいります。

事務局としましては、これまでに検討していた一体化ということではなくて、国の地方創生に係る政策をその都度、本市として解釈をしまして、国からしっかりと取り組みの支援を得て、本市の施策事業を推進することを重視するという形で、単独で本戦略を改定すること。その改定にあたっては、その時点で公表している市の総合計画とか実施計画の内容を反映させるという対応が、適切なのではないかと整理をしたものでございます。

おめくりいただきまして、7ページから8ページ上段にかけて、本戦略を単独で改定することを前提としまして、改定にあたっての方針として3点の設定を考えてございます。

まず1点目でございますが、国や県の方針を反映させつつ、現行戦略の特徴を継承しまして、国が打ち出したデジタル技術の構築にも対応できる戦略とすることで、本市が目指す地方創生というのは、どのような形なのかを明らかにしていく。

そして、現行の戦略の特徴であります包括的な記述を継承して、幅広く柔軟に対応できるようにしていく。

国が取り組む「デジタル実装の下支え」を本市の取り組みに着実に適用させられるように、そのような内容での取りまとめをしていきたいというのが1点目でございます。

2点目につきましては、先ほどご説明した同様な取り組みを取り扱っている「総合計画」と「実施計画2025」との関係性を明確にするということで、一体化という手法は採りませんが、相互に整合していて、市民の皆様にとって同じようなものですが、わかりやすく具体の取り組みは、実施計画を初めとした各分野の個別計画とも連動できるように整理していきたいと考えてございます。

3点目、8ページの上段でございます。

国の支援を最大限活用できる戦略とすることで、国の政策や施策展開、支援制度というのは、様々に変化していることも想定に入れまして、本市の取り組み推進にあたって、活用しやすい戦略となるように配慮したいと考えてございます。

本日は、この改定を単独で行うこと、そしてこの改定にあたっての方針として3点を設定したことについてご意見をいただければと考えてございます。

最後8ページの下段には、スケジュールを掲載してございます。

ご説明させていただきました本戦略改定の方針について、ご了解がいただけましたら、次回の審議会までに事務局で、改定素案を作成させていただきまして、その内容について議論をお願いしたいと考えてございます。

策定と公表は、令和6年度に入ってからを想定しておりますので、次回審議会でのご意見の状況を踏まえまして、その後の対応を検討させていただくというスケジュールでございます。

以上議題の(2)「第2期茅ヶ崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略の改定について」のご説明となります。ご議論をよろしくお願いたします。

○牛山会長

ありがとうございます。ただいま事務局より議題2につきまして、ご説明をいただきましたが、委員の皆様からご質問、あるいはご意見等あればいただきたいと思っております。

いかがでしょうか。

中村委員、お願いします。

○中村委員

個別の中身ということではなくて、質問なのですが、国も「デジタル」という言葉を入れて総合戦略を作り直したということがございます。

市が総合計画を作って3年経ちますが、その前のコロナに入った頃からも含めますと、このデジ

タル技術を使った様々な取り組みなり様々なサービスが、我々の生活の中に浸透してきているのを感じているところですが、例えば資料の8ページの上の「国の支援を最大限活用する」ということについて、その通りだと思いますが、交付金の様々なメニューなどを見ますと、その「デジタル」というキーワードでの新たな取り組み、あるいはモデル的な取り組みに対して支援をしようというような姿勢が読み取れるのですが、茅ヶ崎市ではそういった取り組みについて何かされておられるのかということ、内容というよりは興味があってお尋ねをしたいと思います。

といいますのは、例えば、都市づくり、まちづくりの分野において「スマートシティ」という言葉は昔からありますが、特にここ数年、データの整備から始まってそれを実際に活用した様々なサービス、アプリケーションといったものの社会実験的な、部分的な実装といったことが各地で取り組まれています。そのような取り組みが、取り組むご当地にとっても次のステップになり、色々と見えてくるものもあるでしょうから、取り組むこと自体、非常に意味があることだと日々思っています。

茅ヶ崎市で、スマートシティに限らず「デジタル」という視点で、何か実施していることがあれば、お教えいただけたらありがたいと思った次第です。以上でございます。

○牛山会長

中村委員、ありがとうございます。

茅ヶ崎市の取り組みについてのご質問かと思えます。事務局からいかがでしょうか。

○事務局（中山主幹）

ありがとうございます。お答えいたします。

おっしゃるとおり、デジタル化がコロナ禍を踏まえて様々な分野で進んできていて、茅ヶ崎市においても、国レベルで推進しているものには、かなり対応しているかと思えます。

都市計画の分野ですと、ちょうど国の支援もいただきまして、都市計画やインフラの基盤情報など、それらを一元的にGISという地理情報システムの形で、市民の皆様に使っていただけるように提供する形の統合を行ったこともございます。それぞれ個別分野で、デジタル化をしていたところを一元的に、例えば、まちで建築を行うといった場合に、必要な情報を統合するような仕掛けづくりを、国の支援をいただいて行っています。

こういった様々な取り組みが全国的にも事例として出てきておりまして、建築行政においては、今まで紙と図面でやっていた建築確認を電子で行っていきます。さらに、その電子で行っていく建築確認の図面は、共通のソフトウェアを使いながら、審査側も設計者側も共有でやっていくようなところは、本市の対応といえますか、必要性を見定める必要がありますが、どんどん適用しやすくなっていったらいいし、少し前には、考えられなかったようなこともデジタルでできるようになってきているというのが、その1つの分野をとっても言えるかと思えます。

「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の中では、デジタルのベース部分は、国がしっかりと構築していくというお話を伺っていますので、そういった技術なり事例を参考にしながら茅ヶ崎市で今までその視点が少なかったものについても、庁内でこの策定を通じて、デジタル化出来て、市民の皆様にも便利な状況になることに取り込んでいけるよう、先進的なものも含めて、この戦略の検討の中での庁内調整が出来ていければ、望ましいと考えてございます。

○中村委員

ありがとうございます。

「デジタル」と言ったり、最近では「DX デジタルトランスフォーメーション」とか、いろいろな言葉が飛び交っている中で、背伸びをする必要もないとは思いますが、着実に、上手く活用して、市民へのサービスをしっかりと高めていくことが大事だと思いますので、今回のこの改定にあっても、一つ大きな視点として置いていただけたらありがたいなと思いました。以上でございます。

○牛山会長

ありがとうございます。
事務局から追加のご説明があるようです。

○事務局（秋山課長補佐）

総合政策課の秋山と申します。
私から補足をさせていただきます。

今、ご質問の中では、主に都市づくり・まちづくりの視点でのご質問だったと思いますが、今回、このデジタルに関する交付金を使いまして、例えば、特定の事務事業にはなりますが、博物館や美術館が所有する市史資料、こういったものをデジタルアーカイブとして、直接来館しなくてもご覧いただけるようなサービスを展開したり、あとは、障がい者の方の支援アプリを導入しまして、障がい者手帳の電子化ですとか、障がい者の方のサービスの予約ですとか、そういったものを電子化して、今まさに運用しているところでございます。

特に、この資料の8ページの上段の「デジタル実装タイプ」というものが、日本全国先進的に導入したこのデジタル化の技術といいますか施策を、全国に横展開していこうというような国のもくろみもありまして、特に茅ヶ崎市が導入した障がい者支援アプリというのは、全国でも先進的な取り組みであると認識しておりまして、関係課から聞くところでは、かなり他の市町村からもこのアプリに関して、問い合わせが入っているということを聞いております。
補足させていただきました。以上になります。

○牛山会長

中村委員、よろしいでしょうか。

○中村委員

結構でございます。ありがとうございました。

○牛山会長

それでは、他の委員の皆様、いかがでしょうか。
よろしゅうございますでしょうか。

この「まち・ひと・しごと」の件については、とにかく今、「デジ田」と呼ばれておりまして、全国の自治体は、みんなこの計画への対応に追われているみたいなどころがあるようです。神奈川県も戦略の改定をしている最中で、何を勘案すれば良いのか難しいと思われそうですが、いずれにしても市として戦略を策定しておかないと、国からの補助金がもらえないところがあるので、しっかりと考えていただくという趣旨かと思えます。ポイントとしては、総合計画から切り離して改定されるということですので、その点については、ご了解いただければと思います。よろしいでしょうか。

それでは、議題2につきましては、以上といたしたいと思えます。

続きまして「3 報告」の(1)「茅ヶ崎市実施計画 2025 の進行管理について」事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（秋山課長補佐）

総合政策課の秋山と申します。
では、報告事項につきまして、資料3により説明をさせていただきます。

資料3の裏面、右下2ページと記載されている面をご覧ください。

「茅ヶ崎市実施計画 2025 の進行管理について」でございます。

実施計画につきましては、昨年度、皆様のご協力もいただきまして、令和4年度に策定をいたし

まして、令和5年度、今まさにこの実施計画に基づいて、行政運営を進めているところでございます。

まずは「実施計画2025」に位置付けまして、実施している事務事業につきましては、適切に実施をしまいたいというところでございますが、それに加えて、実施中の事務事業に関しましては、毎年度12月末を基準日といたしまして、その進捗状況を取りまとめて、年度が明けた早い段階で公表しまして、市民の皆様と共有をしていきたいと考えております。

また、社会情勢や市民ニーズというのは、日々刻一刻と変化していきますし、他にも国の制度改正だったり、災害の発生だったり、そういったものには、迅速な対応が求められることから「実施計画2025」の策定にあたっては、その事務事業の取り扱いに関して「柔軟性と冗長性の確保」をコンセプトとしているところでございます。

この「柔軟性と冗長性の確保」の部分について若干の補足になりますが、この「実施計画2025」の前の実施計画では、すべての事業を実施計画事業として位置付けまして、すべての事業を冊子にも落とし込んだというところでございます。

こういったことから、組織全体としましては、総合計画や実施計画と自らが行う業務との関連づけを行うことができましたので、毎年度の予算編成においても、この実施計画をベースとした事業採択、予算編成というのを行うことができたこと認識しております。

ただその一方で、規律性が高い実施計画でありましたので、計画策定段階では、予見できなかった社会情勢の変化ですとか、国の制度改正などなど、こういった追加対応が生じたとき、その事務事業の出し入れのような部分に関しましては、その都度、計画の軌道修正を行う必要となってしまったと。若干、硬直化していたのかなというようなところも認識しております。

そういったことから、実施計画2025の進行管理の段階におきましては、そういった社会情勢等の変化を受けて、各分野から新たに立案された事務事業につきましては、これまでの経過や課題、また他の分野との相乗効果などの視点で、その都度その都度、議論を重ねて、必要性や有効性が高い事務事業に関しましては、随時、実施計画事務事業として、追加や変更をしていくこととしております。

この資料の下段になりますが、その実施計画事務事業の追加等に関しまして、図でお示ししております。

事務事業の追加と変更等に関する議論というのは、庁内にて、我々総合政策課と事業を実施する主管課で都度行っていきますが、事務事業を追加や変更をする際には、やはり予算の追加措置を要するケースが多いことから、随時とは言いつつも主に年4回開かれます市議会定例会における予算審議の機会を捉えて、進めていきたいと考えております。

また、こういったタイミングで、追加となった事務事業に関しましても、当初から実施している事務事業の進捗状況と合わせまして、次年度の早い段階で公表しまして、市民の皆様と共有していくような流れとしていきます。説明は以上になります。

○牛山会長

ただいま、報告事項ということで、事務局よりご報告をいただきましたが、これにつきまして何かご質問等ございますでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

ご説明にありましたように、今回の実施計画でポイントとしている「柔軟性」と「冗長性」というのは、行政学の分野などで、余裕を持って実施しておかないと激甚災害や社会の激変に耐えられないということから、最近よく「リダンダンシー」と外国語訳して言われております。

情報提供ですが、昨年、千代田区が基本構想を策定したのですが、千代田区は基本計画を作成せずに、基本構想のみで議会の予算案を出すなど、毎年度基本構想を基に予算と事業を回していくという思い切ったことを実施されておりました。そこまではいかないまでも「少し余裕をもって、変化に対応できるような計画を」という視点で茅ヶ崎市も取り組んでいくということかと思っております。そのような趣旨で、よろしいでしょうか。

ということで、報告事項については、以上といたしたいと思っております。

「4 その他」ですが、委員の皆様からご意見やご質問はございますでしょうか。よろしゅうございますか。それでは、事務局からは何かございますでしょうか。岩井課長お願いします。

○事務局（岩井課長）

次回の総合計画審議会の日程でございます。

当初、3月頃に外部評価という形でお願いできればと考えておりましたが、先ほど議題1において、今後の進め方についてご意見をいただきました。その点について検討し、どのような形でお示しさせていただくかを、改めてご連絡をさせていただければと思っております。よろしくお願いたします。

○牛山会長

ありがとうございます。

議事については以上となりますので、事務局に司会をお返しいたします。

○事務局（岩井課長）

本日は、誠に有意義なご意見をいただきまして、ありがとうございます。

議題1におきましては、総合計画・実施計画の評価ということで、全体的な方向性については、皆様にご賛同いただけたと認識しております。

ただ1点、先ほど申し上げたとおり、トピックの選び方について、より丁寧に進めた方が良いのではというご意見をいただきましたので、その辺りは持ち帰って検討をさせていただければと思っております。

また議題(2)の総合戦略の改定につきましても、概ねの方針について、ご賛同をいただけたと認識しておりますので、今後、具体的な作業を進め、またご意見をいただければと考えております。

本日は、夜分にもかかわらず、皆様にご出席いただきまして、多くのご意見をいただきました。誠にありがとうございます。引き続きよろしくお願いたします。

では、これもちまして「第1回茅ヶ崎市総合計画審議会」を閉会とさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。